

2015年6月15日 全4頁

# 銀行勘定の金利リスク、両論併記で意見募集

【BCBS 市中協議】 IRRBB、資本賦課か、アウトライヤー規制の強化か

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

## [要約]

- 2015年6月8日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2015年9月11日）。
- 市中協議文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest rate risk in the banking book）の取扱いの見直しを提案するものである。
- 市中協議文書は、IRRBBの取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（1柱案）と、現行のアウトライヤー規制を強化する案（2柱案）の両論併記となっている。
- 1柱案では、IRRBBの金利リスク量の計測を定式化し、算出された金利リスク量を自己資本比率の分母に算入する。すなわち、IRRBBを資本賦課の対象とする。これに対して、2柱案では、現行のアウトライヤー規制を強化している。すなわち、現行のアウトライヤー規制では自己資本全体に対する金利リスク量の割合をターゲットにしているところ、2柱案では普通株式等 Tier 1 資本又は Tier 1 資本に対する金利リスク量の割合をターゲットにしている。
- 銀行からみて望ましいのは、もちろん、2柱案であろう。
- ただし、1柱案であっても、資産と負債の両サイドを勘案し、それぞれの金利リスク量のネット・アウトを認めていることから、コア預金を多く保有する銀行であれば、資本賦課のインパクトを緩和することが可能である。
- BCBS は、市中協議文書に対するコメントや定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、秋以降に議論を再開する予定である（最終規則の公表時期は未定）。
- なお、市中協議文書は、国際統一基準行を適用対象としている。わが国の規制当局が市中協議文書を国内基準行にも適用するか否かについては、また別の議論が必要になるだろう。

## [目次]

■ <b>1. はじめに</b> .....	2
■ <b>2. 市中協議文書の背景</b> .....	2
■ <b>3. 市中協議文書の概要</b> .....	3
■ <b>4. おわりに</b> .....	4

## 1. はじめに

2015年6月8日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2015年9月11日）<sup>1</sup>。

市中協議文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest rate risk in the banking book）の取扱いの見直しを提案するものである。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

## 2. 市中協議文書の背景

IRRBBとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格又は収益が変動することにより生じるリスクをいう。

現行のバーゼル規制上、IRRBBは、「第一の柱」（最低自己資本比率規制）における計算式の分母に算入する必要がない。すなわち、資本賦課の対象となっていない。「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）における「アウトライヤー規制」<sup>2</sup>の対象となるにとどまる。

こうした取扱いは、トレーディング勘定の金利リスクが「第一の柱」で資本賦課の対象となっていることと対照的である。BCBSは、先般の金融危機以降、両勘定の境界に関する規制裁定を懸念している<sup>3</sup>。

また、BCBSは、多くの国・地域における現在の歴史的な低金利環境にかんがみ、金利の変化により生じる潜在的な損失を補うべく、銀行が適切な資本を確保することを促進する必要があると考えている。

こうした背景から、市中協議文書が公表されている。

<sup>1</sup> BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p150608.htm>)

<sup>2</sup> アウトライヤー規制とは、金利リスク量が自己資本の20%を超える銀行（アウトライヤー銀行）の自己資本の適切性について、監督当局が「特に注意を払う」とする監督体制をいう。アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課が求められるわけではない。

<sup>3</sup> 以下の大和総研レポートも参照されたい。

◆ 「トレーディング勘定の抜本的見直し①」（鈴木利光）[2014年1月28日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140128\\_008142.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140128_008142.html)

### 3. 市中協議文書の概要

市中協議文書は、IRRBB の取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（以下、「1 柱案」）と、現行のアウトライヤー規制を強化する案（以下、「2 柱案」）の両論併記となっている。

以下、1 柱案と 2 柱案の概要を紹介する。

#### (1) 1 柱案

1 柱案では、IRRBB の金利リスク量の計測を定式化（標準的手法）し、算出された金利リスク量を自己資本比率の分母に算入する。すなわち、IRRBB を資本賦課の対象とする。

ここで重要なことは、IRRBB といった場合、国債や貸出金（住宅ローン、法人向け貸出等）といった資産サイドのみならず、コア預金（流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金）等の負債サイドをも勘案し、資産と負債の金利リスク量のネット・アウトを認めている点である。

金利リスク量の計測にあたっては、4つのオプションが提示されており、その中には、経済価値（現在価値）だけではなく、期間収益も考慮する案が含まれている。

金利ショックの水準については、各国通貨別の金利水準にグローバルの金利変化率を乗じて算出する。算出にあたっては、金利ショックに関する 6つのシナリオ（①パラレルシフト上昇、②パラレルシフト下落、③スティープ化（長短金利差の拡大）、④フラット化（長短金利差の縮小）、⑤短期金利上昇、⑥短期金利下落）で計算し、最大損失を採用する。ただし、不条理な金利ショックの水準となる事態を避けるべく、1%のフロア（下限）、及び3%から5%のキャップ（上限）<sup>4</sup>を設定している。

#### (2) 2 柱案

2 柱案では、現行のアウトライヤー規制を強化している。すなわち、現行のアウトライヤー規制では自己資本全体に対する金利リスク量の割合をターゲットにしているところ、2 柱案では普通株式等 Tier 1 資本又は Tier 1 資本に対する金利リスク量の割合をターゲットにしている。ただし、2 柱案は「第二の柱」という位置付けを維持することから、現行の取扱いと同様に、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課を求めるものではなく、実際の判断は監督当局の判断に委ねている。

金利リスク量の計測にあたっては、内部モデルの採用を認めている。もともと、1 柱案と同様

<sup>4</sup> 長期金利のショック・シナリオにおけるキャップを3%、パラレルシフトのショック・シナリオにおけるキャップを4%、そして短期金利のショック・シナリオにおけるキャップを5%としている。

の金利ショックに関する6つのシナリオ（前記（1）参照）に基づく計算を義務付けている。また、監督当局は、内部モデルにおけるパラメーターの制限を設けなければならない。

2柱案で重要なことは、開示の強化である。というのは、内部モデルに基づく金利リスク量や内部モデルの主要な前提の開示に加えて、1柱案の標準的手法に基づく金利リスク量の開示をも義務付けているからである。すなわち、2柱案が採用されたとしても、1柱案の標準的手法に基づく金利リスク量の計算が必要になるということである。

#### 4. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

BCBSは、市中協議文書に対するコメントや定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、秋以降に議論を再開する予定である（最終規則の公表時期は未定）。

市中協議の段階で全く異なるアプローチを併記するというのは、異例の事態といってもいい。

銀行からみて望ましいのは、もちろん、2柱案であろう。

ただし、1柱案であっても、資産と負債の両サイドを勘案し、それぞれの金利リスク量のネット・アウトを認めていることから、コア預金を多く保有する銀行であれば、資本賦課のインパクトを緩和することが可能である。

なお、市中協議文書は、国際統一基準行を適用対象としている。わが国の規制当局が市中協議文書を国内基準行にも適用するか否かについては、また別の議論が必要になるだろう。

以上